

**裁判は土地の所有で争われたもので
判決は認可に影響はないとする市の意図は？**

宮本議員

(1) 地縁団体の認可は、土地を保有するか保有の見込みがある団体にのみ行うことができる。この裁判は町内会名での登記名義人と委任関係が存在するかという裁判だが、認可権者の市は、このことを理解しているのか。この裁判は土地の所有について争われたものであり横山頭町内会が認可申請書に記載した保有資産なのかである。判決結果は町内会の土地ではないと確定した。

(2) 清算人の職務は現務の終了、債務の弁済、残余財産の引き渡しと規定されており、地縁団体の結了届けに記載されていた土地・建物は認可以前の状態に戻すべきであるが、結了届けの資産負債はゼロのままである。ゼロになった土地・建物をどこに引き渡したのか、届けを受けた大村市に清算人の清算届けがある以上、所在の確認をしたいので教えていただきたい。

市民生活部長

(1) 地縁団体の認可に際しては登記簿謄本等の確認は不要とされており、当時、認可申請を受けた市は、必要な書類がそろっていたので法律に従い認可をしたものである。裁判においても1審・2審で判断が異なったように、土地の帰属先の判断は容易ではなかったことから、これにより申請が不正であったとは言えないと考えている。また、認可の手続と登記の手続は、別の法律

行為であり、土地の所有に関する当該裁判は、基本的には民事の問題であるので、当事者間で協議を十分に図ってほしいと考えている。なお、裁判の結果を受けて町内会は登記を元に戻している。

市民生活部長

(2) 地縁団体の清算の手続は、地方自治法において裁判所の監督に属すると規定されていることから、当該地縁団体の清算においても、裁判所の監督に属して清算が行われ、大村市には

清算を終えたという届けがあった。財産については、町内会の土地として登記されていたものを、元の22名の個人名義に登記変更されていたということを確認している。

(その他の確認事項)

- ・ 廃棄物処理場からの汚水と硫化水素と三浦の臭気対策について
- ・ 山間部のイノシシによる農作物の被害と市街地にまで出没する対策

**郡川河口黒丸側三角州の釣り舟墓場とゴミの除去
やっぱり黒丸踊を中心とした歴史資料館は必要**

永石議員

(1) 郡川河口の釣り舟と雑草除去について
郡川河口には何隻もの釣り舟が土砂に埋没しており、今も埋没しかけた舟が放置されているが、そこに漂着ゴミが大量に堆積している。雑草除去と合わせて何とかならぬか。

(2) 歴史資料館について
大村には黒木溪谷などすばらしい自然はあるが、観光ルートとして確立していない。大村が推進するべきは歴史観光である。

ならば、現在、点在している史跡を線で結び、見て歩きの宿泊型体験ツアーの企画をする必要があると考える。そのためにも観光拠点の一つとして模型が電動で動き、お雛子まで聞ける装置をつけるなどした黒丸踊をはじめとする郡三踊を常設展示した歴史資料館の建設が必要である。また、530年余に及び踊り継がれ、国指定も間近といわれる伝統芸能を継承し、育てていくのは今に生きる我々の役目でもある。

都市整備部長

(1) 郡川と海岸の管理者である県に問い合わせたところ、郡川河口の黒丸側のやぶになつていて三角州は、ヨシ群落があることによる防災上の支障は少ないというところである。また、自然環境面からは、ウラギク、ハマサジ、ハマボウなど、絶滅のおそれがある種が見られるということから、自然環境として保全する方向で考えていき

市長

(2) 黒丸踊の壮大な大花輪は魅力だと思う。これは歴史観光の拠点の一つになると、以前から考えている。8年後の新幹線開通の際の1つの目玉になると思っている。財政的な事情や国指定の問

題などがあるが、この4年間のうちに構想を固めたいと考えている。

(その他の質問事項)

- ・ 煙霧駆除機の貸出中止について
- ・ 雇用促進住宅の活用について
- ・ 新幹線沿線に緩衝用道路を
- ・ 新幹線沿線の環境影響評価について



黒丸踊